

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年5月15日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票を可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a．当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b．過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c．被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d．現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

（3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号： 1 国名：中華人民共和国 担当：中華人民共和国事務所
案件名：家庭保健を通じた感染症予防等健康教育強化プロジェクト（地域保健計画）

1 今回契約予定のコンサルタント
地域保健計画 2号

2 契約予定期間： 全体 2013年6月中旬から2013年7月中旬まで
業務予定期間（日数） 準備期間 派遣期間 整理期間 M / M
地域保健計画 5 14 3 0.87
（国内：0.40M / M、現地：0.47M / M）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所
簡易プロポーザル：正1部写4部
見積書：正1部写1部
提出期限：5月29日(12時まで)
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
- | | |
|--------------------|----|
| ア 業務方針の的確性 | 6 |
| イ 業務方法の整合性、現実性等 | 12 |
| ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 | 2 |
- (2) 業務従事者の経験能力等
- | | |
|-------------------------------|----|
| ア 担当事項：地域保健計画 | |
| (ア) 類似業務の経験 | 50 |
| (イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 20 |
| (ウ) 語学力 | 0 |
| (エ) その他 学位、資格等 | 10 |
- (計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：無（語学は認定書（写）を添付してください。）
対象国/地域：中華人民共和国/全途上国
類似業務：地域保健に係る各種業務

6 条件

補強認めない。
参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

中華人民共和国(以下、「中国」)は1979年の改革開放以降、急速な経済発展を遂げ、国民の生活レベルは改善したものの、沿岸部と地方部の国内格差は著しく、特に中西部の農村地域における健康水準は低レベルに留まっている。近年では、法定感染症(HIV/AIDS、鳥インフルエンザ、肝炎、手足口病等)の罹患率・死亡率の上昇のみならず、生活習慣を原因とする慢性疾患(高血圧、糖尿病等)の罹患率も高まっており、農村地域における予防対策の強化が課題となっている。

このような状況下、国家人口・計画生育委員会は、県・郷・村の各行政レベルの末端まで機能している既存のサービスネットワークを活用し、衛生部門・婦女連合会・教育部門等と連携して、農村地域における予防医療に重点的に取り組んできた。JICAの協力により実施した「中西部地域リプロダクティブヘルス・家庭保健サービス提供能力強化プロジェクト」(2006～2009年)では、児童/思春期(0～19歳)・育齢期(15～49歳)・中高年(45歳以上)の各ターゲットグループに対し、健康教育・健康検査・健康相談など3種類のサービスを提供する「家庭保健サービス」の概念を確立するとともに、各種研修活動を通じ、地域の家庭保健サービスセンターによる農村住民の健康増進に取り組んできた。

しかしながら、家庭保健サービスの具体的なサービス項目、範囲、内容、標準技術などの基準は十分に規定されているとは言えず、関係者間においても共通認識の形成が不足しているほか、住民の健康ニーズや地域の健康課題に応じたサービスを提供していくための管理能力や技術能力も未だ発展途上の段階にある。JICAではこのような課題を解決すべく、前述プロジェクトの成果を引き継ぐ新たな技術協力プロジェクト「家庭保健を通じた感染症予防等健康教育強化プロジェクト」(以下、本プロジェクト)を国家人口・計画生育委員会(本プロジェクトのカウンターパート(C/P)機関)とともに、2011年1月～2016年1月の5年間の協力期間にて実施中である。

本プロジェクトでは、パイロット地区における地域のニーズに即した家庭保健サービスモデルの確立をプロジェクト目標とし、家庭保健サービスの規範(理念・概念・内容・基準等)の整備、地域家庭保健計画策定能力の強化、家庭保健サービスに従事する人材の実施能力(管理・技術面)の向上、家庭保健サービスに対する住民の参加意識

および健康意識の向上の4項目を成果として挙げている。本プロジェクトにおいては、対象5省・市(河北省、安徽省、河南省、湖北省、重慶市)から12県・区をパイロット地区として選定しており、これまでにベースライン調査を通じた地域診断、地域家庭保健計画の策定、サービス向上に向けた技術研修等を順調に展開している。なお、これらプロジェクト活動の効果的な推進のため、チーフアドバイザー、地域保健、業務調整/研修計画の3名の日本人長期専門家が本プロジェクトに常駐している。

現在、本プロジェクトでは前述の成果に基づき、パイロット地区ごとに策定した地域家庭保健計画(中長期的な目標、成果、指標、活動等を設定したPDM形式)及び2013年度活動計画(2013年1~12月)に沿って実際のサービス活動が進行しており、現場におけるモニタリング活動を通じたサービスの質向上に努めている。成果では、計画立案、実施、モニタリング、効果測定・評価といった一連のサイクルの適用を通じ、サービス管理能力の向上を目指しており、これまでも複数回に及ぶワークショップを通じ、関係者分析、問題分析、目的分析、指標設定等の基礎的なスキルの習得を図ってきた。しかしながら、各パイロット地区が施行中の年度活動計画は、当初作成された地域家庭保健計画の内容と整合していない部分があることや、ベースライン調査の結果も十分反映されていないことなどが課題となっている。また、2013年3月に発表された國務院機構改革方案に従い、C/P機関が衛生部と統合し、新たに国家衛生・計画生育委員会を創設することを決定したことから、本プロジェクトにおいても組織改編にあわせ、各地の活動方向性を見直すことが求められている。

今般、本プロジェクトでは、これら課題の解決のためワークショップを開催し、地域家庭保健計画の改訂を行う予定である。本専門家はモデレーターとしてワークショップの全体議事進行に従事するとともに、ファシリテーターを務める中国側専門家のファシリテーション技術や計画改訂における指導能力の向上を図ることを目的として派遣するものである。また、地域の公衆衛生を念頭に、ベースライン調査結果(情報・データ)を改訂プロセスに反映し、より実用的かつニーズに即した改訂に至るよう、ワークショップ参加者に技術指導を行うことが求められる。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、PCM手法の適用により、パイロット地区の地域家庭保健計画の改訂プロセスを推進するとともに、プロジェクト関係者に対する技術指導を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[地域家庭保健計画]

(1) 国内準備期間(2013年6月中旬)

ア 要請背景及び内容を把握するとともに、プロジェクトに関連する既存資料の整理・分析を行う。

イ 各パイロット地区で施行中の地域家庭保健計画に関し、プロジェクトで実施されたベースライン調査の結果や、これまで実施されたサービス活動を参照しつつ、計画の妥当性、指標設定の適切性、ロジック関係等の観点から分析作業を行う。

ウ 上記イの結果に基づいて、現地派遣期間中に行うワークショップの内容を検討し、ワークショップ実施要領(和文)およびワークショップ使用資料(和文)を作成する。

エ 業務実施計画書(和文)を作成し、JICA中国事務所に業務内容を説明する。

(2) 現地派遣期間(2013年6月下旬)

ア 現地業務開始時にC/P機関及びJICA中国事務所に業務実施計画書を提出し、業務内容の確認を行う。また、適宜JICA中国事務所に対し進捗報告を行う。

イ C/P機関のスタッフ、日本人長期専門家及び中国側専門家と協力し、ワークショップの準備を行うとともに、上記(1)ウで作成したワークショップ実施要領(和文)およびワークショップ使用資料(和文)を確認する。

ウ ワorkshop実施要領に基づき、プロジェクト関係者を対象としたワークショップ(2回、各3日間、1回あたりパイロット地区関係者等約25名が参加)を実施する。

エ ワorkshopの結果について、日本人専門家、C/P機関とともに整理・分析を行い、地域家庭保健計画の改訂プロセスにおいて、パイロット地区が抱える課題や改善提案等を取りまとめる。

オ 現地業務結果報告書(和文)を作成し、C/P機関及びJICA中国事務所に提出し、報告する。

(3) 帰国後整理期間(2013年7月上旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA中国事務所へ提出する。

9 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3)専門家業務完了報告書とする。

(1) 業務実施計画書

和文2部(C/P機関、JICA中華人民共和国事務所)

(2) 現地業務結果報告書

和文2部(C/P機関、JICA中華人民共和国事務所)

(3) 専門家業務完了報告書

和文2部(JICA人間開発部、JICA中華人民共和国事務所)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも提出すること。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

航空券・旅費(日当・宿泊費)は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_201301.html

プロポーザルの提出(見積書)を参照のこと。

航空便経路：成田 北京(標準)

(2) プロポーザル提案事項

業務の実施方針及び業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

本件に係る資料は、JICA人間開発部保健第四課（ 03-5226-8366 ）にて閲覧できます。

(4) 必要予防接種 無

(5) その他

ア 現地にて通訳(日本語 中国語)を備上する予定。

イ 業務実施計画書、現地業務結果報告書はプロジェクトにて中国語に翻訳しC/P機関へ提出する予定

ウ PCMワークショップにおけるモデレーター経験を有すること。